

令和6年9月19日

健康福祉常任委員会資料

第368回兵庫県議会提出議案審査参考資料

- 1 第118号議案 損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

病 院 局

1 第118号議案 損害賠償額の決定

県立はりま姫路総合医療センター医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

(1) 事件の概要

令和5年2月、他院から紹介のあった心房粗動の患者が入院。医師は紹介状に抗血栓薬を内服している旨の記載があることを確認し、抗血栓薬を処方したと思い込んだが、実際には医師の誤認により処方されていなかった。このため、入院から5日後に患者は脳梗塞を発症し、左半身に麻痺が発生した。

当該医療事故に関し、相手方と損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

(2) 損害賠償の額

9,500,000円

【補足説明資料】原因及び対応策

原因	対応策
<ul style="list-style-type: none"> • 医師は、過去の処方歴から患者に必要な薬を処方したが、他院で処方されていた抗血栓薬の処方が漏れていた。 • 他院で処方されていた抗血栓薬の処方漏れを管理する体制が十分でなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 医療安全部から医師全員へ事例を共有し、他院で処方された服薬情報を確実に確認するよう周知徹底した。 • 入院時に医師・看護師が、電子カルテの患者情報の所定の箇所に服薬情報を記載することとし、患者に関わる全ての医療従事者が服薬情報を確認できるようマニュアルを見直した。 • 入院後早期に服薬指導を行い、患者への聞き取りや紹介状から服薬情報を確認できるように薬剤部の体制を見直した。 • 他院で処方されていた服薬情報を電子カルテに登録したが、処方されなかった場合、医師や看護師等に電子カルテ上のポップアップで注意喚起するシステムを開発し、今後導入する予定。

9月定例会提出議案（条例等関係）について

第105号議案 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

生活保護法の一部改正により、進学準備給付金の対象に被保護者であって高等学校等を卒業後、就職して自立する者が追加され、当該給付金の名称が変更されたことから、個人番号を利用することができる事務のうち、同法の適用対象とならない生活に困窮する外国人に対する当該給付金の支給に関する事務の対象に当該者を追加する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改める（別表第1及び別表第2関係）。

3 施行期日

公布の日

令和 6 年 9 月 1 9 日
健康福祉常任委員会資料

第 368 回兵庫県議会提出議案審査参考資料

第 117 号議案

交付金返還請求反訴事件に係る出訴・・・・・・・・・・ P. 2

保 健 医 療 部

交付金返還請求反訴事件に係る出訴

交付金交付決定取消決定取消等請求事件に対する反訴を提起しようとする。

1 出訴の相手方

FRONT LINE株式会社（大阪府中央区平野町2丁目2番7号北浜コンソール203）

2 出訴の内容

金47,217,000円及びこれに対する遅延利息、加算金について、年10.95%の割合による金員の支払を求める。

3 出訴の要旨

(1) 相手方は、無料PCR検査等実施事業者検査実施事業（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業）を実施し、それに伴い兵庫県知事から当該事業に係る交付金（以下「本件交付金」という。）の交付決定を受けていたところ、本県は、相手方から当該事業の関係書類の提出を受け、書類調査、受検者への電話による事実確認その他の検査実施状況の確認調査を実施し、検査数の水増し及び場外検査という重大な違反事実を複数確認したため、偽りその他不正な手段により本件交付金を受領したことを理由として令和5年10月25日付けで本件交付金の交付決定取消決定（以下「本件取消決定」という。）を行い、相手方に対し本件交付金の返還を命じた。

(2) しかし、相手方は、検査数の水増し及び場外検査を行ったことはないため、本件取消決定には重要な事実についての誤認が認められること、仮に不適正な事例が見つかった場合でも、その事例の数に相応する本件交付金の交付決定を取り消すべきであり、本件交付金全額の交付決定を取り消すことは比例原則に違反すること等から、本件取消決定には裁量権の逸脱又は濫用が認められるとして、本県に対し、交付金交付決定取消決定取消等請求訴訟を提起しており、本県は当該訴訟に応訴している。

(3) 相手方は、本件交付金の返還命令及び督促に応じず、今後も支払が見込めないことから、本件交付金、加算金及び遅延利息の支払を求め、3(2)の訴訟に対する反訴を提起する。

4 本件交付金の概要

(1) 交付金名

無料PCR検査等実施事業者検査実施事業

（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業）

(2) 交付時期及び交付額

47,217,000円

区分	ワクチン・検査パッケージ・ 対象者全員検査事業			一般検査事業		
	申請日	申請・交付額	交付日	申請日	申請・交付額	交付日
1期(R3.12~R4.3)	R4.3.31	356,500円	R4.5.27	R4.3.31	6,359,500円	R4.5.27
2期(R4.4~R4.6)	R4.6.30	195,500円	R5.1.19	R4.11.28	20,976,000円	R5.1.31
3期(R4.7~R4.8)	R4.8.31	299,000円	R5.3.23	R4.11.25	8,609,000円	R5.3.23
4期(R4.9~R5.1)	—	—	—	R5.2.15	9,097,000円	R5.4.20
5期(R5.2~R5.3)	—	—	—	R5.3.31	1,324,500円	R5.5.18
合計	—	851,000円	—	—	46,366,000円	—

5 訴訟の概要

(1) 当事者

原告（反訴被告） FRONT LINE 株式会社

被告（反訴原告） 兵庫県

(2) 訴訟の論点

FRONT LINE（株）の主張	県の主張
交付決定取消決定の取消及び交付金返還債務が存在しないことの確認を求めている。 ① 事実誤認 検査数の水増し及び場外検査を行ったことではないため、交付決定取消決定には重要な事実についての誤認が認められる。 ② 比例原則違反 交付決定取消規定においては全部取消だけでなく一部取消も規定されており、 <u>不適正な事例が確認された場合でも、その事例の数に相応する交付金の交付決定を取消す対応が正当である等。</u>	相手方の請求の棄却を求めている。 当該交付金は実施事業者が実施要領等に <u>従い検査事業を行った場合に、交付金を交付するものである。</u> 調査の結果、 <u>検査数の水増し及び場外検査という、実施要領等で禁止されている事実が確認され、相手方が実施要領等に<u>従い検査を行っていないことが判明したため、交付決定の取消しを行ったものであり、当該取消決定は正当である。</u></u>

6 調査から出訴までの主な経緯

(1) 他の都道府県で同補助金の不正申請が発覚したことから、本県においても、全事業者を対象に調査を実施（R5.6）

(2) 架空の検査実績を計上する検査数の水増しや登録検査場以外の場所で検査する場外検査など、9事業者(23検査場)において不適正な処理が発覚（FRONT LINE（株）は、全ての期で不適正な処理が発覚）

(3) 調査結果を公表の上、事業者に交付決定取消通知と返還請求書(R5.11.8期限)を事業者に送付（R5.10.25）

(4) FRONT LINE（株）が県を被告として、交付金交付決定取消決定取消訴訟及び債務不存在確認請求訴訟を提起し、神戸地方裁判所から訴訟の訴状を受領(R6.5.16)

① R6.6.20 第1回期日

② R6.8.29 第2回期日